

(三) 観光事業者の役割

- (1) 観光事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。
  - (2) 観光事業者は、県及び市町が実施する観光立県の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- (四) 観光関係団体の役割

- (1) 観光関係団体は、基本理念にのっとり、業界及び業種の枠を超えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、おもてなしの向上など受入れの体制の整備等に取り組みよう努めるものとする。
- (2) 観光関係団体は、県及び市町が実施する観光立県の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 ひろしま観光立県推進基本計画等

- (一) ひろしま観光立県推進基本計画
  - (1) 知事は、観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ひろしま観光立県推進基本計画を定めなければならない。
  - (2) 知事は、ひろしま観光立県推進基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、広島県観光立県推進会議の審議を経るものとする。
- (二) 財政上の措置
 

県は、観光立県の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じよう努めるものとする。

4 魅力ある観光地の形成

- (一) 国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成
 

県は、国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、市町、観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービス等の提供の確保並びに旅行関連施設及び公共施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。
- (二) 観光資源の活用による魅力ある観光地の形成
 

県は、自然、文化、歴史、産業等に関する観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講じるものとする。

(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

県は、観光旅行者の国際競争力及び国内競争力の高い観光地への来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、空港、港湾、鉄道、道路、駐車場その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

5 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

- (一) 観光産業の競争力の強化
 

県は、県内観光産業の競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の促進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保、工場、産業体験施設等を活用した産業観光など地域の産業との連携の促進等に必要な施策を講じるものとする。
- (二) 観光の振興に寄与する人材の育成
 

県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講じるものとする。

6 国際観光の振興

- (一) 外国人観光旅客の来訪の促進
 

県は、外国人観光旅客の来訪の促進による国際観光の振興を図るため、本県の伝統、文化等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、県内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、国際会議等の誘致の促進、通訳案内のサービスの向上その他外国人観光旅客の受入れの体制の確保等に必要な施策を講じるものとする。
- (二) 国際相互交流の促進
 

県は、本県と外国との間における経済交流、青少年による国際交流等を通じて、国際観光の振興を図るために必要な施策を講じるものとする。

7 観光旅行者の来訪の促進

- (一) 観光旅行者の本県への来訪の促進
 

県は、観光旅行者の本県への来訪の促進を図るため、県内の観光地に関する広報宣伝活動及び観光情報の提供を行うとともに、県内外における広域的に連携した観光の振興に関する取組など必要な施策を講じるものとする。
- (二) 観光旅行者に対する接遇の向上
 

県は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の機会の提供、旅行関連施設の整備、本県の優れた伝統芸能、食文化、映像文化その他の文化芸術、産業等の紹介の強化、地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等に必要な施策を講じるものとする。

(三) 観光旅行者の利便の増進

条 例

- (1) 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障害者、外国人等が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上等に必要の施策を講じるものとする。
- (2) 県は、情報通信の技術を活用した観光に関する情報の提供等に必要の施策を講じるものとする。

ひろしまの森づくり県民税条例をここに公布する。  
平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第五十八号

ひろしまの森づくり県民税条例

（趣旨）

第一条 県は、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を確保するため、広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例としてこの条例の規定により加算した額を、ひろしまの森づくり県民税として課する。

（個人の均等割の税率の特例）

第二条 平成十九年度から平成二十三年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、県税条例第三十九条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

（法人等の均等割の税率の特例）

第三条 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の均等割の税率は、県税条例第四十五条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十五条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「ひろしまの森づくり県民税条例（平成十八年広島県条例第五十八号）第三条第一項」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

三

施行期日

平成十九年一月一日

広島県観光立県推進会議の運営等について、必要な規定を設ける。

(三) その他

- 3 委員の任期は、二年とする。
- 2 会長は、知事をもって充てる。
- 1 広島県観光立県推進会議は、会長及び委員三十人以内をもって組織する。

(二) 組織等

県は、ひろしま観光立県推進基本計画について審議し、及びその実施を推進するため、広島県観光立県推進会議を設置する。

(一) 広島県観光立県推進会議

8 広島県観光立県推進会議

県は、県民の観光立県に対する意識の高揚、おもてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取組への参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

(七) 広報等

県は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に対する理解の増進、屋外広告物に関する制限等に必要の施策を講じるものとする。

(六) 観光地における環境及び良好な景観の保全

県は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行、食文化への理解を深めるための観光旅行、将来の定住につながる滞在型観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要の施策を講じるものとする。

(五) 新たな観光旅行の分野の開拓

県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行、食文化への理解を深めるための観光旅行、将来の定住につながる滞在型観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要の施策を講じるものとする。

(四) 観光旅行の安全の確保

県は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光における事故の発生防止等に必要の施策を講じるものとする。



（特例）

2 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十九条」とあるのは「広島県税条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第四十一号）附則第二条第四項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十九条に定める額に三百円」とする。

公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第五十九号

公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」といふ。）第四十四条第一項の規定に基づき、重要な財産を定めるものとする。

（重要な財産）

第二条 法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあつては、適正な見積価格）が七千万円以上の不動産（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）、動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

公立大学法人県立広島大学への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第六十号

公立大学法人県立広島大学への職員の引継ぎに関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」といふ。）第五十九条第二項の規定に基づき、法第七条の規定により設立する公立大学法人県立広島大学への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の引継ぎに係る内部組織）

第二条 公立大学法人県立広島大学への職員の引継ぎに係る法第五十九条第二項に規定する県の内部組織は、次に掲げるものとする。

- 一 公立大学法人県立広島大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成十八年広島県条例第六十三号）第十二条第二号の規定による廃止前の県立広島大学設置及び管理条例（平成十六年広島県条例第三十九号。以下「旧条例」といふ。）第一条に規定する県立広島大学（事務局を除く。）
- 二 旧条例附則第三項の規定による廃止前の広島県大学設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十三号）第二条に規定する広島県立大学
- 三 旧条例附則第三項の規定による廃止前の広島県大学設置及び管理条例第二条に規定する県立広島女子大学
- 四 旧条例附則第三項の規定による廃止前の広島県大学設置及び管理条例第二条に規定する広島県立保健福祉大学

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第六十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例

任意入院者の症状等の報告に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百



二十三号。以下「法」という。）第三十八条の二第三項の規定に基づき、任意入院者（法第二十二條の四第二項に規定する任意入院者をいう。以下同じ。）の症状等の報告に關し必要な事項を定める。

（報告）

第二条 法第三十八條の二第三項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に關する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号。以下「省令」という。）で定める事項について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、精神科病院の管理者が法第三十八條の二第三項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなつた日以後において、任意入院者の入院の日の属する月の翌月以降の十二月ごとの各月に行わなければならない。ただし、任意入院者が省令第二十条の四第二号に規定する要件に該当するときは、当該任意入院者の入院の日から起算して十二月を経過する日までの間は、六月ごとの各月に行わなければならない。

（委任）

第三条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十九年一月一日から施行する。

ひろしまの森づくり基金条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県条例第六十二号

広島県知事 藤 田 雄 山

ひろしまの森づくり基金条例

（設置）

第一条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継い

でいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例（平成十八年広島県条例第五十八号）第二条及び第三条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

（処分）

第五条 基金は、第一条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用等）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（相殺のための取崩し）

第七条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預

金保険法第二条第一項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場



合において、当該金融機関等に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務(県が保証契約により負担することとなる債務を含む。)と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

公立大学法人県立広島大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第六十三号

公立大学法人県立広島大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の二中「教育職給料表(一)又は」及び「大学の学長の職は教育職給料表(一)の四級の職」を削り、「これらの」を「その」に改め、「それぞれ」を削る。

別表第三イ教育職給料表(一)を次のように改める。

イ 教職課長(一) 副課長

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四十一号を削る。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条の三の次に次の一条を加える。

(県が設立した一般地方独立行政法人から復帰した職員に対する退職手当に係る特例)

第七条の四 職員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されず、引き続き当該一般地方独立行政法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人で県が設立したものに限る。以下「特定一般地方独立行政法人」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人の役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定一般地方独立行政法人の役員としての在職期間については、

第七条(第五項を除く。)の規定を準用して計算する。

3 職員が第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人の役員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第四条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和六十二年広島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「県立大学の学校医等」に関しては知事、県立大学以外の県立学校の学校医等に関しては県の教育委員会を「教育委員会」に改める。

(広島県学校職員定数条例の一部改正)



第五条 広島県学校職員定数条例（平成十二年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

（広島県情報公開条例の一部改正）

第六条 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十七条の二」に改める。

第二条第一項中「管理者」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「実施機関の職員」の下に「（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。）」を加える。

第十条第二号ハ中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第三章中第十八条の前に次の一条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第十七条の二 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定に基づく異議申立てをすることができる。

第十八条第一項中「（昭和三十七年法律第百六十号）」を削る。

（公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第七条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 県が設立する地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十五条に規定する一般地方独立行政法人

第五条中「通勤」の下に「（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。第七条第一項において同じ。）」を加える。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第八条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「別表第三イの教育職給料表（一）の四級特五号給」を「別表第五イの医療職給料表（一）の四級特四号給」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第九条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「別表第三イの教育職給料表（一）の四級特五号給」を「別表第五イの医療職給料表（一）の四級特四号給」に改める。

（広島県個人情報保護条例の一部改正）

第十条 広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十三条の二」に改める。

第二条第一項中「管理者」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「実施機関の職員」の下に「（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を加え、同条第五項中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第二章第五節中第三十四条の前に次の一条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第三十三条の二 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは



は利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づき異議申立てをすることができる。

第三十四条第一項中「(昭和三十七年法律第六十号)」を削る。

(県立学校の授業料等に関する条例の一部改正)

第十一条 県立学校の授業料等に関する条例(昭和三十一年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、受講料、公開講座受講料、施設費及び学生寮使用料」を「及び受講料」に改める。

第二条中「、学生」を削る。

第三条第一号を次のように改める。

一 入学者選抜料 出願の際、広島県収入証紙により徴収する。

第三条第四号イ中「高等学校にあつては」及び「、大学にあつては四月及び十月の一定の時期にその月以後の六月分を」を削り、同号ロ中「学生、研究生若しくは研修員又は生徒」を「生徒」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 聴講料 聴講開始の月に、広島県収入証紙により徴収する。

第三条第七号から第九号までを削る。

第四条の見出し中「、受講料及び公開講座受講料」を「及び受講料」に改め、同条中「、受講料又は公開講座受講料」を「又は受講料」に改める。

別表大学の部及び備考を削る。

(県立広島大学保健福祉学部附属診療所使用料及び手数料条例等の廃止)

第十二条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 県立広島大学保健福祉学部附属診療所使用料及び手数料条例(平成七年広島県条例第三十九号)

第三十九号)

二 県立広島大学設置及び管理条例(平成十六年広島県条例第三十九号)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成十九年三月三十一日から施行する。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に支給すべき事由が生じた県立大学の学校医に係る公務災害補償については、なお従前の例による。

(広島県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現にされている第六条の規定による改正前の広島県情報公開条例(次項及び第五項において「旧条例」という。)第五条の規定による行政文書の開示の請求のうち、県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係る行政文書の開示の請求は、第六条の規定による改正後の広島県情報公開条例(次項及び第五項において「新条例」という。)第五条の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してされている行政文書の開示の請求とみなす。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第十八条第一項に規定する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく不服申立てのうち、県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係る不服申立ては、新条例第十七条の二の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。

5 前二項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によってされた処分、手続その他の行為とみなす。

(広島県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際現にされている第十条の規定による改正前の広島県個人情報保護条例(次項及び第八項において「旧条例」という。)第九条第一項、第二十二條第一項又は第二十九條第一項の規定による個人情報情報の開示、訂正又は利用停止の請求のうち、県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係る請求は、



第十条の規定による改正後の広島県個人情報保護条例（次項及び第八項において「新条例」という。）第九条第一項、第二十二條第一項又は第二十九條第一項の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してされている個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求とみなす。

7 この条例の施行の際現にされている旧条例第三十四條第一項に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立てのうち、県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係る不服申立ては、新条例第三十三條の二の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。

8 前二項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によってされた処分、手続その他の行為とみなす。

（県立広島大学設置及び管理条例の廃止に伴う経過措置）

9 第十二條第二号の規定による廃止前の県立広島大学設置及び管理条例（以下この項において「旧条例」という。）第九条の規定は、旧条例第一条に規定する大学の平成十八年度の教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての評価が終了する日までの間は、なおその効力を有する。

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第六十四号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第一号中「明治三十二年法律第二十四号」を「平成十六年法律第二百二十三号」に、「第三十條又は第三十一條」を「第一百十六條第一項又は第二項」に、「(1)に掲げるものについては、広島市及び東広島市に限る」を「広島市及び東広島市以外の市

町については、(1)に掲げる事務を除く」に改め、同表の第二号(1)中「卵の採取」を「卵の採取等」に、「コウライキジ」を「キジ」に改め、同号(8)中「採取」を「採取等」に改め、同号中「市町」を「広島市、呉市、竹原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、海田町、安芸太田町及び世羅町」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この号において「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可（鳥獣による生活環境又は農林水産業に係る被害の防止を目的とする鳥獣（ツキノワグマを除く。）の捕獲等及び鳥類の卵の採取等並びに鳥獣又は鳥類の卵であつて、傷病により保護を要するものの捕獲又は採取の許可に限る。）
- (2) 法第九条第四項の規定による有効期間の設定（(1)に規定する許可に係るものに限る。（3）から(10)まで及び(27)から(31)までにおいて同じ。）
- (3) 法第九条第五項の規定による条件の設定
- (4) 法第九条第七項の規定による許可証の交付
- (5) 法第九条第八項の規定による従事者証の交付
- (6) 法第九条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付
- (7) 法第九条第十項の規定による許可証又は従事者証の返納の受付
- (8) 法第九条第十二項の規定による捕獲等又は採取等の結果の報告の受付
- (9) 法第十条第一項の規定による法第九条第五項の規定により付された条件に違反した者に対する措置命令
- (10) 法第十条第二項の規定による許可の取消し
- (11) 法第十九條第一項の規定による鳥獣の飼養の登録
- (12) 法第十九條第三項の規定による登録票の交付
- (13) 法第十九條第五項の規定による登録の有効期間の更新
- (14) 法第十九條第六項（法第二十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録票の再交付
- (15) 法第二十条第三項の規定による登録鳥獣の譲受け又は引受けをした旨の届出の受付
- (16) 法第二十一條第一項の規定による登録票の返納の受付
- (17) 法第二十二條第二項の規定による登録の取消し
- (18) 法第二十四條第一項の規定による販売禁止鳥獣等の販売の許可

三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、江田島市、府中町、熊野町、坂町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町



(19)	法第二十四条第三項の規定による有効期間の設定
(20)	法第二十四条第四項の規定による条件の設定
(21)	法第二十四条第五項の規定による販売許可証の交付
(22)	法第二十四条第六項の規定による販売許可証の再交付
(23)	法第二十四条第八項の規定による販売許可証の返納の受付
(24)	法第二十四条第九項の規定による同条第四項の規定により付された条件に違反した者に対する措置命令
(25)	法第二十四条第十項の規定による許可の取消し
(26)	法第二十五条第一項の規定による報告の要求(1)及び(18)に規定する許可に係るものに限る。
(27)	法第七十五条第三項の規定による立入検査
(28)	省令第七条第十項の規定による許可証の交付を受けた者の住所又は氏名の変更の届出の受付
(29)	省令第七条第十一項の規定による従事者証に記載された者の住所又は氏名の変更の届出の受付
(30)	省令第七条第十二項の規定による許可証の亡失の届出の受付
(31)	省令第七条第十三項の規定による従事者証の亡失の届出の受付
(32)	省令第二十条第五項の規定による登録票の交付を受けた者の住所又は氏名の変更の届出の受付
(33)	省令第二十条第六項の規定による登録票の亡失の届出の受付
(34)	省令第二十四条第五項の規定による販売許可証の交付を受けた者の氏名又は住所の変更の届出の受付
(35)	省令第二十四条第六項の規定による販売許可証の亡失の届出の受付

第二条の表の第三号中「まで及び(34)」を「まで及び(33)」に改め、「竹原市」の下に「三原市、尾道市、福山市、府中市」を、「三次市」の下に「庄原市、大竹市、東広島市」を、「江田島市」の下に「府中町、海田町」を、「熊野町」の下に「坂町、安芸太田町、北広島町」を加え、「(3)」に掲げるものについては呉市に限るものとし、「(4)から(18)まで及び(20)から(34)までに掲げるものについては三次市」を「呉市については、(1)から(3)まで及び(19)に掲げる事務に限り、竹原市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町及び世羅町については、(1)、(2)及び(19)に掲げる事務に限り、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市及び東広島市については、(3)に掲げる事務を除き、福山市については、(1)から(11)まで、(19)及び(27)から(32)までに掲げる事務を除き、(12)から(18)まで、(20)から(26)まで、(33)及び(34)に掲げる事務のうち児童厚生施設

及び児童家庭支援センターに係るもの限り、大竹市については、(1)から(6)まで及び(12)から(34)までに掲げる事務を除き、大崎上島町については、(1)、(2)、(7)から(11)まで及び(19)に掲げる事務」に改め、同表の第三号の二中「三次市」を「竹原市、三原市、三次市及び東広島市」に改め、同表の第三号の三中「三次市」を「竹原市、三原市、三次市、東広島市及び廿日市市」に改め、同表の第四号の二中「三次市」を「尾道市、福山市、三次市及び大竹市」に改め、同表の第四号の三中「三次市」を「三原市、三次市及び東広島市」に改め、同表の第四号の四中「福山市及び三次市(1)から(5)まで及び(7)に掲げるものについては三次市に限る」を「竹原市、三原市、福山市、三次市及び東広島市(広島市、呉市及び福山市については、(1)から(5)まで及び(7)に掲げる事務を除く)」に改め、同表の第四号の五中「福山市及び三次市(1)から(10)まで及び(12)に掲げるものについては三次市に限る」を「竹原市、三原市、福山市、三次市及び東広島市(広島市、呉市及び福山市については、(1)から(8)まで及び(11)に掲げるものについては三次市に限る」は、(1)から(8)まで及び(11)に掲げる事務を除く」に改め、同表の第六号の二中「呉市、竹原市、三次市、安芸高田市、江田島市、熊野町、大崎上島町及び世羅町」を「市町(広島市、福山市、大竹市、廿日市市及び神石高原町を除く。)」に改め、同表の第八号中(19)から(21)までを削り、同表(22)中「第二十一条の五」を「第三十四条」に改め、同表(22)を同表(19)とし、同表(22)中「市町」を「市」に改め、「広島市」の下に「三原市」を加え、「江田島市、熊野町、大崎上島町及び神石高原町」を「及び江田島市」に改め、同表の第八号の二中(19)から(21)までを削り、同表(22)中「第二十一条の五」を「第三十四条」に改め、同表(22)を同表(19)とし、同表(22)中「三次市」を「三原市、三次市」に改め、「江田島市」の下に「府中町、海田町」を、「熊野町」の下に「坂町、安芸太田町、北広島町」を、「大崎上島町」の下に「世羅町」を加え、同表の第八号の三中「三次市及び北広島町」を「三原市、尾道市、三次市、大竹市、北広島町、大崎上島町及び神石高原町」に改め、同表の第八号の四中「竹原市、尾道市」を「呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市」に改め、「庄原市」の下に「大竹市、東広島市、廿日市市」を加え、「



熊野町」を「府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町」に、「(1)に掲げるものについては世羅町を除くものとし、(2)から(5)まで及び(11)から(14)までに掲げるものについては三次市、安芸高田市及び世羅町に限るものとし、(6)から(10)までに掲げるものについては三次市に限る」を「呉市、竹原市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町及び安芸太田町については(1)に掲げる事務に限り、大竹市及び大崎上島町については(1)及び(6)から(10)までに掲げる事務に限り、安芸高田市及び北広島町については(6)から(10)までに掲げる事務を除き、世羅町については(1)及び(6)から(10)までに掲げる事務を除く」に改め、同表の第八号の五中「三次市」を「三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、東広島市及び江田島市」に改め、同表の第八号の六中「三次市」を「尾道市、福山市、三次市及び大竹市」に改め、同表の第八号の七中「呉市、三次市及び江田島市」を「呉市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市及び江田島市」に改め、同表の第九号(7)を次のように改める。

(7) 法第二十五条第一項の規定による消費に係る火薬類の数量が次に掲げる数量未満の数量である場合の火薬類の消費の許可（省令第四十八条第三項の規定による申請の場合を含む。）

- (一) 火薬及び爆薬 二五キログラム
- (二) 火工品

工業雷管及び電気雷管 五〇〇個

第二条の表の第九号中「竹原市」を「広島市、呉市、竹原市、尾道市」に、「及び東広島市」を「大竹市、東広島市及び江田島市」に改め、「(1)から(12)までに掲げるものうち煙火に係るものについては、広島市に限る。」を削り、同表の第九号の二中「竹原市」を「広島市、呉市、竹原市、尾道市」に、「東広島市」を「大竹市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町」に改め、同表の第九号の三(3)中「製造業者に」を「製造業者等に」に改め、同号中「三次市」を「尾道市、福山市、三次市及び大竹市」に改め、同表の第九号の四中「三次市」を「竹原市、三原市、三次市及び東広島市」に改め、同表の第九号の五中「三次市」を「呉市、竹原市、尾道市、福山市、三次市、東広島市、安芸太田町、大崎上島町及び世羅町」に改め、同表の第九号の六中「同項第七

号に規定する事業を除く」を「同項第四号に規定する事業に限る」に改め、同号(16)中「(21)まで及び(25)」を「(26)まで」に改め、同号(22)及び同号(23)を削り、同号(24)中「（軽費老人ホームに係るもの及び第二種社会福祉事業（法第二条第三項第七号に規定する事業を除く。）に係るものに限る。(26)から(31)までにおいて同じ。）」を削り、同号(24)を同号(22)とし、同号(25)を同号(23)とし、同号(26)を同号(24)とし、同号(27)を同号(25)とし、同号(28)を同号(26)とし、同号(29)から同号(31)までを削り、同号中「及び三次市(1)から(15)まで、(22)、(23)及び(29)から(31)までに掲げるものについては三次市に限るものとし、呉市にあっては、(24)及び(26)から(28)までに掲げるものについては軽費老人ホームに係るものに限る。」を削り、同号の次に次の二号を加える。

九の六の二 社会福祉法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)から(15)までに規定するものについては、法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業（同項第一号に規定する事業（生計困難者に対して助葬を行う事業を除く。）に限る。）及び同条第三項に規定する第二種社会福祉事業（同項第七号に規定する事業を除く。）のみを行う社会福祉法人であって、その行う事業が主たる事務所の所在する市の区域を越えないものに係る事務に限る。）

三原市、尾道市、府中市、庄原市及び東広島市

- (1) 法第三十一条第一項の規定による社会福祉法人の定款の認可
- (2) 法第四十三条第一項の規定による社会福祉法人の定款変更の認可
- (3) 法第四十三条第三項の規定による社会福祉法人の定款変更の届出の受付
- (4) 法第四十五条において準用する民法第五十六条の規定による社会福祉法人の仮理事の選任
- (5) 法第四十六条第二項の規定による社会福祉法人の解散の認可又は認定
- (6) 法第四十六条第三項の規定による社会福祉法人の解散の届出の受付
- (7) 法第四十九条第二項の規定による社会福祉法人の合併の認可
- (8) 法第五十五条において準用する民法第七十七条第二項の規定による社会福祉法人の清算人の選任の届出の受付及び同法第八十三条の規定による清算終了の届出の受付
- (9) 法第五十六条第一項の規定による社会福祉法人に対する報告の徴収及び検査
- (10) 法第五十六条第二項の規定による社会福祉法人に対する必要な